

概要版

# 第三次 北本市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



令和5年3月

北本市

北本市社会福祉協議会





## I 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。さらに、人々の暮らしの中での課題は複雑化・複合化してきており、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などによる分野別の対応では解決することが困難になっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、複雑化・複合化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

## II 地域福祉の目的

「住民の福祉」とは“住民のふだんの 暮らしの しあわせ”を考えることといわれ、福祉という言葉は“しあわせ”の意味の「福」と、“さいわい”の意味の「祉」が結び付いたともいわれます。

“誰もが人を支え、誰もが人に支えられながら、自分らしく安心して幸せに暮らすことのできる地域づくり”を目指してきた前計画が令和4年度に終了することから、「第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

## III 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、社協の事業を計画的に推進するため、社協独自に策定するものです。

本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。

本計画は、市政の福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となります。

## IV 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



## 今後の地域福祉の推進における課題

### ○地域福祉に関する意識の向上

- ・地域での住民同士の交流を活性化させて、地域の住民同士のつながりを強いものにする必要があります。
- ・子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

### ○地域福祉の多様な担い手の確保・活躍についての課題

- ・地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。
- ・はじめてでも気軽に取り組めるような活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。



### ○多様な主体の連携による地域福祉の推進についての課題

- ・支援が必要な人が身近なところで相談ができるように、情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。
- ・地域福祉を推進していく上で、様々な相談機関の周知や、円滑に専門的な相談機関・支援機関へつながる仕組みづくりが求められます。

### ○安心して暮らせる地域づくりについての課題

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。
- ・安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所などでの支援体制の充実が必要です。
- ・広報紙やホームページなど多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供や公的手続きの充実を図る必要があります。



### ○公民協働による地域福祉の推進についての課題

- ・問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。
- ・地域福祉活動の拠点となる市や社協、多様な主体の更なる連携体制の強化、組織の充実化を図っていく必要があります。





# 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]

育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本

1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり

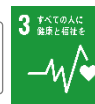
(1) 福祉の心を育む学習機会の充実



(2) 市民同士のふれ合う機会の拡充



(3) 市民への情報発信の充実



2 地域の福祉を支える担い手づくり

(1) 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保



(2) 担い手が活躍する機会の充実

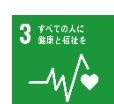


3 支援につなぐ仕組みづくり

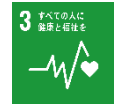
(1) 包括的な相談支援体制の充実



(2) 暮らしを支えるサービス・活動の充実



(3) 配慮が必要な人への支援の充実



(4) 成年後見制度の利用促進  
(成年後見制度利用促進基本計画)



4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

(1) 支援を必要とする人を見守る活動の推進

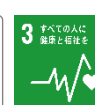


(2) 安全な暮らしを守る地域環境の形成



5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築  
(重層的支援体制整備事業実施計画)



(2) 地域福祉活動の拠点・組織の充実



# 施策の展開

## 基本目標 1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり

### 施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実

- 取組① 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上
- 取組② 学校や地域の福祉教育への支援

### 施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充

- 取組① 同世代や多世代の交流を図る事業の推進
- 取組② 地域主体や民間主体の活動への支援

### 施策 1-3 市民への情報発信の充実

- 取組① 効果的な情報発信の実施
- 取組② 地域資源を活かした情報発信の充実

## 基本目標 2 地域の福祉を支える担い手づくり

### 施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保

- 取組① 地域の福祉活動を支える担い手になるきっかけづくりと育成
- 取組② 専門的な人材の確保

### 施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実

- 取組① 多様な分野における活動機会の充実
- 取組② ボランティア活動の活性化





## 基本目標3 支援につなぐ仕組みづくり

### 施策3-1 包括的な相談支援体制の充実

- 取組① 市民ニーズの把握と関係機関との連携強化
- 取組② 包括的な相談支援体制の構築
- 取組③ ケアラー、ヤングケアラーへの支援の充実

### 施策3-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実

- 取組① 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり
- 取組② ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進

### 施策3-3 配慮が必要な人への支援の充実

- 取組① 生活に困窮している人への自立支援
- 取組② 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援
- 取組③ 地域資源の活用
- 取組④ 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造

### 施策3-4 成年後見制度の利用促進

#### (成年後見制度利用促進基本計画)

- 取組① 利用者に寄り添った制度の運用
- 取組② 地域連携ネットワークづくりと担い手育成
- 取組③ 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備



## 基本目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

### 施策4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進 ●●●●●●●●

- 取組① 緊急時に支援を必要とする人の把握方法
- 取組② 緊急時に支援を必要とする人の情報共有
- 取組③ 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進

### 施策4-2 安全な暮らしを守る地域環境の形成 ●●●●●●●●

- 取組① 地域の安全な暮らしを守る取組の推進

## 基本目標5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり

### 施策5-1 重層的な地域福祉ネットワークの構築 (重層的支援体制整備事業実施計画) ●●●●●●●●

- 取組① 重層的支援体制の整備

### 施策5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実 ●●●●●●●●

- 取組① 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実
- 取組② 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化



## 令和5年度から重点的に取り組む事業

本計画の着実な推進に向けて、次の事業を令和5年度から重点的に取り組む事業として位置付けます。

施策		重点事業
2-1	幅広い地域福祉の担い手の育成・確保	地域ニーズに即した担い手養成講座
3-1	包括的な相談支援体制の充実	支援体制の連携強化
3-4	成年後見制度の利用促進	地域連携ネットワークの構築
4-1	支援を必要とする人を見守る活動の推進	避難行動要支援者名簿の作成
5-1	重層的な地域福祉ネットワークの構築	多機関協働事業



育てよう地域の力・  
ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本



## 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

令和5年3月

発行：北本市、北本市社会福祉協議会

北本市

住 所：〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地  
電 話：048-591-1111（代表） F A X：048-592-5997（代表）

北本市社会福祉協議会

住 所：〒364-0034 埼玉県北本市高尾1丁目180番地  
北本市総合福祉センター内  
電 話：048-593-2961 F A X：048-592-9442